

# 産産連携補助金

市内事業者との事業連携をすることで新たな事業創出を図ることを目的とした事業連携に係る経費に対する補助。

## 制度の概要

### 【主な補助条件】

1. 申請する事業連携において、本補助金を受けていないこと。
2. つくば市内の中小企業者等2者以上で事業連携を実施すること。
3. 申請日時点で事業連携する全ての中小企業者等が1年以上操業していること。
4. 事業連携を行う中小企業者等の代表者がそれぞれ異なること。
5. 申請者は同一年度において本補助金を申請していないこと。
6. 法人の場合、市内に本店又は主たる事業所がある中小企業者等であること。  
個人事業主の場合、市内に住所及び主たる事業所を有すること。
7. 市税の滞納がないこと。
8. 市ホームページにおいて事業連携結果を公開することに同意すること。

### 【対象経費】

1. 事業連携へ向けた事業に要する経費  
(設備等購入・賃借費、原材料費、印刷製本費、広告掲載費、市場調査費、検査・分析費、講師・専門家への謝礼及び交通費)  
※申請年度の3月20日までに支出完了可能なものに限る。  
※領収書宛名は申請者であることが確認できるものに限る。

### 【対象外経費】

1. 当該事業用であることが特定できない経費
2. 連携する事業者に対して支払う経費
3. つくば市外の事業所と連携する事業に係る経費
4. 賞品、景品、粗品の購入に係る経費
5. パソコン、タブレット、スマートフォン購入に係る経費
6. 通常業務、取引と混合して支払いが行われており、判別が困難な経費
7. つくば市へ支払う経費
8. 親会社、子会社、グループ企業等関連会社、みなし大企業との取引に係る経費

### 【補助率・補助金額】

補助率: 1/2 補助限度額: 200,000円

※申請期間中であっても、予算がなくなり次第募集を終了させていただきます。

## 申請手続

令和7年4月1日から翌年2月末までの間に、申請書及び以下の添付書類を、産業振興課宛てに持参、郵送またはEメールにて送付してください。Eメール送付の場合、受信連絡がない場合には、受付できていない可能性がありますのでご注意ください。

### 添付書類

- 事業計画書(様式は市HPに掲載)
- 補助対象経費に係る見積書
- 申請者の法人登記事項証明書の写し(3か月以内発行のもの)
- 申請者の定款又は規約の写し(法人の場合に限る。)
- 事業連携を行うすべての中小企業者等の名簿及び事業参加への同意書
- 申請者の市税に滞納がないことを証する書類の写し

その他、審査過程で追加書類を求めることがあります。

**事後申請はできません。必ず着手前に申請してください。**

## 補助金制度に係る注意点

補助事業申請者は下記の点を順守するものとします。

- ①申請内容に変更があった場合、速やかに報告すること。
- ②補助事業の完了から20日以内、又は申請年度の3月20日いずれか早い日までに、実績報告書を提出すること。
- ③補助事業に関する帳簿及び証拠書類、補助事業を活用して購入した物品等は、補助事業終了後少なくとも5年保管すること。
- ④補助事業中及び補助事業終了後に立ち入り検査又は実態調査を行う場合、これに協力・対応すること。

※ この他、補助金につくば市補助金等交付適正化規則及び令和7年度つくば市産産連携補助金交付要項に基づいて執行されます。不明な点は産業振興課までお問い合わせください。

※公平・公正な審査を実施するため、対象経費や審査結果等に関するお問い合わせには一切お答え致しかねます。補助金要項のとおりご自身でご判断ください。

▼申請書類は、つくば市HPからダウンロードできます。



☆補助金に関するお問い合わせはこちらまで  
つくば市 経済部 産業振興課 産業創出支援係  
TEL:029-883-1111(代表) e-mail:eco051@city.tsukuba.lg.jp  
住所:つくば市研究学園一丁目1番地1